

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、高松港朝日(11)地区港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和6年4月19日

香川県知事 池田豊人

- 1 日時 令和6年5月8日（水曜日）午後2時から
- 2 場所 高松市サンポート1番1号 高松港旅客ターミナルビル7階会議室
- 3 指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
朝日(11)	基点第1号から94度14分27秒に引いた線、基点第1号から基点第4号までを順次結んだ線及び基点第4号から94度17分49秒に引いた線と水際線により囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第1号	四等三角点新町（北緯34度21分45.1805秒、東経134度03分48.1014秒）から91度19分55秒、601.45メートル、高松市朝日新町1番57の表示杭
第2号	基点第1号から184度16分01秒、93.12メートル、高松市朝日新町1番2地先の表示杭
第3号	基点第2号から94度20分37秒、37.81メートル、高松市朝日新町1番2地先の表示杭
第4号	基点第3号から4度16分53秒、63.14メートル、高松市朝日新町1番60の表示杭